

教 育 委 員 会 会 議 録

令和7年11月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦庁舎2階 会議室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和7年11月21日(金) 1日間 至 令和7年11月21日(金)			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦		委員 樋口 潔	
	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代	
	委員 植田 智子			
欠席委員				
説明者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 指導主事 宮崎 竜也			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代	
その他	【傍聴者】 なし			

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年11月21日 午後9時30分から午後12時00分まで
- 2 場 所 加悦庁舎2階 会議室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和7年度第10回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。はじめに、10月3日に開催いたしました令和7年度第7回教育委員会会議の会議録につきまして、修正等はありませんでしょうか。

(委員からの修正なし)

[長島教育長]

それでは、ご確認ただけたという事で本会議終了後に署名をお願いいたします。

次に11月6日に開催いたしました令和7年度第9回教育委員会会議の会議録につきましては、現在、作成中でございますので次回の教育委員会会議までに提出させていただきます。

[長島教育長]

続いて、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

前回の会議は6日でしたので、あまり日が空いていませんが、この間、3つの学校訪問に加えて丹後地教委連の井手やまぶき支援学校への視察や研修会、さらには京都府市町村(組合)教育委員会研修会もお忙しい中、お世話になっております。その上で、本日も第10回の教育委員会会議にお集まりいただき、感謝を申し上げます。後ほど、それぞれの視察や研修会にご出席いただきました委員の皆様より、ご感想をいただければと思います。

四季・季節などの視点から1年を分ける「二十四節気」では、明日22日が寒くなって雨が雪に変わる「小雪」、そして来月7日が雪がいよいよ降り積もって来る「大雪」でございます。今週からは季節が進むという予報でしたが、そのとおりとなっております。冬用タイヤへの早めの交換も自ら率先して行うとともに、職員への道路状況を踏まえた注意深い運転、余裕を持った出勤などのアナウンスが必要な季節が来た実感しています。

まず季節性インフルエンザの状況ですが、丹後地域は警報レベルで罹患者が急増している状況にあります。罹患者を年代別にみると、小学校高学年から中学生までの割合が高くなっていて、町内の学級閉鎖の状況はその傾向のとおりでレジュメにあるとおりです。

例年より早く流行期に入りましたが、各学校においても具体的な感染予防対策、手洗い励行、マスク着用などが求められる状況にあると思います。

次に管内学校の不祥事案ですが、前回の会議で見ていただきました10月15日の町内小中学校全教職員を集めた研修会でのアンケート結果・教育委員会での分析を二度と不祥事を繰り返さない、教訓化するために、現在、大学教授や臨床心理士などの専門家の知見をいただけるよう進めているところであります。前回の会議後に改めてお読みいただいて、お感じになられたことがございましたら、この後をお願いできればと思います。

続いて学校教育・社会教育の主な諸行事はレジュメのとおりでございますが、これ以外にも各校園では多くの行事がございます。少しだけ補足をいたしますと、京都府中学校駅伝競走大会では橋立中学校男子が7位となり、あと一步で近畿大会という大健闘でございました。結果は別紙資料のとおりですが、今回、多くの学校が府大会に出場することができました。来年度の活躍を今から楽しみにしたいと思います。また、今年から平日開催となった小学生の駅伝競走大会ですが、岩滝小学校がチーム・総合ともに優勝を果たしました。例年より1か月遅い開催となりましたが、晴天とは言え、少し寒さを感じずる状況もあり、次年度の課題になったものと思われまます。こちら結果については別紙資料のとおりでございます。そして下旬から次々と開催される行事、ちりめん街道に係る記念イベント、蕪村顕彰全国俳句大会、子ども発表会、いずれも子どもたちの頑張りや活躍が見られる機会が続きます。楽しみにしたいと思います。

そして、この時期は、中学3年生がそれぞれの希望進路の実現に向けて、学力充実を進めていく大切な時期でございます。様々な行事でその力を発揮してくれた3年生の学習面での頑張りにも大いに期待したいと思います。まもなく公立高校の志願希望の状況が新聞に発表されますが、今年も丹後地域においては、募集定員を越えている学校・学科は一部で、いわゆる広き門になるものと思われまます。3年生の皆さんには、この現状に油断、なびくことなく、高校入学後の学びに繋げるためにも、科目を絞ることなく全ての教科科目の学習に励んで欲しいと思います。

最後になりますが、本日は議案として、12月定例会に提出する専決処分の承認、学童保育に係る報告、前回から持ち越しの学力診断テストの結果についての意見交換、新しい給食センター工事の進捗状況についての報告などがございます。この後のご協議のほど、よろしくお願ひいたします。私からの報告は以上であります。視察・研修会へのご感想を委員の皆様からいただければと思います。

[樋口委員]

先月から今月にかけてたくさんの行事がある中で、井手やまぶき支援学校に研修に行かさせていただいたのですが、新しくできた学校ということもあるのですが、施設も立派で

感動しました。先生方が地域と一丸となって地域を巻き込んで子ども達を育てていこうという、学校としてそういう考え方をお持ちの所が随所に見られました。200人程度の定員に対し、ほぼに満員に近い様な状態で希望者が多いということも頷けるような学校だということで、今後、私達もいろんな形で参考になった研修となりました。

[長島教育長]

井手やまぶき支援学校というのは京都府の支援学校の中で、最も新しく建てられた学校ということで視察の方に行かさせていただきました。同様に視察へ行っていただきました佐々木委員からもご感想をお願いします。

[佐々木委員]

本当に施設が綺麗で、それが一番だったのですが、支援学校という先生の数がとても充実という訳では無いのかも知れないのですが、それは感じまして、先生の数がこれだけいるからしっかりした支援ができるということを改めて感じた所です。地域の学校も人の力というのは大切だということを感じました。

[長島教育長]

その他で研修等でご感想があれば、過日ありました地教連の研修会の学びのパスポートや学力のことについては、この後、意見交換の場もありますのでそちらの方でも出していただけたらと思います。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第21号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年12月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見についてを議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

初めに、「与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、小谷社会教育課長が説明をいたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、「令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）」について中上教育次長および小谷社会教育課長が説明いたします。

（中上教育次長及び小谷社会教育課長から資料に基づき説明）

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

社会教育課で少し話が出たので、照明のLED化の所で先ほどの5段目、学校教育課の事業でLEDの話がされたと思いますが、今後、全てLED照明に変わっていくだろうと、今までの蛍光灯がどんどん無くなって変わっていくと思うのですが、この交換に対して単に取り替えるだけでは駄目な機器ももちろんあるでしょうし、そういったことによってコストや交換頻度が変わって来ると思います。その辺で交換を順次しようとしているのか、部品の消耗によって交換の時期だからそれに対応してか交換していこうということなのか、それともこの際にどんどんLED機器に早めに変えていこうということなのか、その辺を教えていただければと思います。

と言いますのは、学校訪問をさせていただく中で、明らかに明るくなった場所があったのです。話を聞きますとLEDに変わりましたということでしたので、その場所は少し暗い所があったのですが、明るくなることによって子ども達の安全に繋がっていきますので、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

[中上教育次長]

今、学校訪問に行かれてるいる時期ですので、天井を見ていただいたら分かると思いますが、教室によってLEDに変わっている教室と蛍光灯の教室があります。

交換については、令和9年度で蛍光灯の製造が無くなるということと、輸入も出来なくなるということがありますので、できるだけそこまでは変えていきたいということで、計画的に各小中学校の蛍光灯をLEDに交換しています。

蛍光灯だけでは無く、器具そのものを交換をしており、これについては小学校は各校100万円ずつ掛けて6小学校、600万円掛けて工事をしております。

教室は3～4室という様な形で順次交換していますので、来年以降についてはもう少し金額も上げて対応するという様なことで、令和9年度までに全小中学校の蛍光灯をLEDに変えていきたいと考えています。ただし体育館につきましては、かなりの費用が掛かってきますので、それ以降に検討していきたいと考えております。

[小谷社会教育課長]

社会教育施設の方は、正直に言いますと非常に苦しいということです。町の予算が潤沢にある訳では無いということが1点、それから、社会教育施設を今後どうしていくのかという結論が導かれてないという段階で、そこに大きな投資をして方針が変わったら無駄な投資になるだろうということとして、どうするのかを悩んでいるのがここ数年間ずっと続いてきたということです。

特に体育館の水銀灯ですが、岩滝の武道場は蛍光管が並んでいまして、もちろん蛍光管も変えていかないといけないです。これは相当お金が掛かります。とはいうものの、切れてる水銀灯をいつまでも放置する訳にもいけないので、3つの体育館をどう変えていくかを組み立てようとしています。

なお、大江山の体育館は既にLEDになっていますので、残りは野田川体育館と岩滝体育館です。岩滝体育館は武道場もあって、その隣に小体育館もあります。照明の交換にはリフトが必要な施設があり、リフトを持ち込まなければならない所は非常にお金が掛かりまして、何度もリフトを持ち込んで交換するということは予算面であまり良くないということも悩みを増幅させています。

それから知遊館・中央公民館・加悦地域公民館も3つありまして、これも同様に今後の施設をどうしていくのかということがすごく悩ましいです。

特に中央公民館の関係は当時の白紙撤回があった時は、撤去しますという方針を出しているのですが、これどうしようかということなのですが、加えて頭を悩ませるのはそれぞれ全て図書館が入っていますので、そこを無くすということは中々、大英断ですし、これはもう住民の理解無しでは進めることができないということがあります。

同様に切れている照明を放置するのということもありますので、蛍光管を変えていかなければならないこと、もう一方で先ほどご紹介した水銀灯は既に輸入や生産を停止し、蛍光管は令和9年度で生産中止となり、国内の在庫が無くなればどうしようもありません。LEDに変えていかざるを得ないということですので、これらを総合的に考えながら、どういう年次計画で行うかを今、財政課とも議論している様な状況です。

ちなみにこれは電気屋さんから聞いた話ですが、蛍光管をLEDに変えただけでは電気代はそのままらしいです。安定器を外して直流にしないと、電気代は下がらないらしいということとして、照明器具自体を変えないと電気代は下がらないので、そこでお金が必要になり、結局そこに行ってしまう。何とかしなければならないという課題は継続してあると思います。

[長島教育長]

他に質問はありませんか。

[長島教育長]

続きまして、「古墳公園の指定管理者の指定について」、小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[酒井委員]

しっかり全部読んだ訳ではないのですが、人件費の所でお伺いします。先ほど職員が4人ということで、4人のうち実際3人はローテーションで回されており、実質2人ずつと書いてあります。その経費は大体2人分と思うのですが、職員は完全に古墳公園専従の

形になるのか、もしくは観光協会の職員が古墳公園兼務の形になるのでしょうか。

[小谷社会教育課長]

配置計画の所で、正職員1名は観光協会の職員になります。事務局と兼務されますので、この方がずっと古墳公園におられる訳ではありません。観光協会の事務局を兼務されるので、旧加悦町役場庁舎におられる時もあれば、古墳公園におられる時もあります。パート2～3名はローテーションでずっと古墳公園に在中される形になります。

[長島教育長]

他の委員からありませんか。よろしいでしょうか。

[長島教育長]

それでは、議案第21号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年12月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第21号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年12月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会については、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第22号「与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第22号「与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第22号「与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正について」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第23号「与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第23号「与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第23号「与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正について」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

会議が始まりまして、1時間少しが過ぎましたので休憩を取らせていただきます。

(暫時休憩)

[長島教育長]

休憩を閉じ会議を再開します。小谷社会教育課長から議案第23号について訂正の申し出がありました。それを受けたいと思いますので、小谷社会教育課長から説明をお願いいたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[植田委員]

この改正案の資料室及び敷地内で喫煙することという所も削除ということによろしいでしょうか。

[小谷社会教育課長]

「次に掲げる行為をしてはならない。」ということなので、そもそも喫煙することが駄目ということになります。

[植田委員]

変えられるということですね。

[長島教育長]

文言の訂正等は無く、説明の訂正ということです。

[長島教育長]

改めましてお諮りさせていただきます。議案第23号「与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第23号「与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正について」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

続きまして、日程第5「その他」に入らせていただきます。「学力診断テストの結果について」、宮崎指導主事 お願いします。

(宮崎指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

過日水曜日に丹後地教委連の研修の場で平山総括指導主事より、学びのパスポートについて少し我々の認識を高めていただく話をさせていただきました。そして前回、膨大な資料を皆様のお手元にも届けさせていただいています。

学力ということをもつ話題としまして、資料からお感じになられたこと、研修でお感じになられたこと、様々なことがおありかと思えます。意見交換の場という形で、この後時間を少しお願いできたらと思えます。まず委員の皆様方より感想ご質問等をお願いできればと思えます。

[樋口委員]

学びのパスポートは私も少し分からない所があったのですが、丁寧に説明していただきました。その子ども1人ずつの伸び方が、分かりやすいものになってきている部分と、これに対する教師側の取り扱いについてもお話をいただいた所で、腑に落ちる所、理解できる所がありまして、教える立場側でもかなり変化が出てきたのかと思えますが、初期段階ではいかがでしょうか。

[宮崎指導主事]

教える側も平均点が落ちていたり上がっていたりと、平均点だけで見てしまうと足りな

い所を詰め込むという意識がどうしても生じやすくなってしまいます。その子が関心を持っている所から伸ばすやり方になっていきますと、点数ということよりも、教える側も子ども達がどう学習に向かっているかという、向かい方に意識が向いてきているという風に思いますし、各学校でそこにどう向けていくかという学力観・指導観というものに変えていくという様なことを現在、行っている所です。

[樋口委員]

私共も学校訪問をさせていただいた時に、学力の報告をいただいているのですが、その時の点数に一喜一憂するのではなく、過去からその子ども達がどういう風に伸びて小学校から中学校として、その上の学校に行かれる、成長される段階を見つめる途中の一点として導入しているというお話を聞かさせていただいたのです。

こういう形で分かりやすくなったというのも、もちろんありがたいですし、ここ数年の実感としてあります。

[長島教育長]

先生方は今、樋口委員とのやり取りの中で活用していただいているという風に思います。実際の子ども達はデータのな内容として、どういう形で子ども達の方に届けられているのか、子どもたちに届けても小学生であればなかなか難しいので、保護者が学びのパスポートの見方・ねらいとかをどの程度まで浸透ができてののかなという学校側としては非常に大事な部分として活用が進んできていると思いますが、その辺りはどうでしょうか。

[宮崎指導主事]

保護者への説明や理解という所は、まだ十分にできていないのではないかと思います。学びのパスポートの数値というだけではなくて、子ども達との学習の中でこういう力を持っているのではないか、弱いのではないかという風に、普段教師が肌感覚で持っている数値との擦り合わせを一緒に見ていく必要があると感じています。

これを使って学校改善プランというものをそれぞれ各校が立てています。その子ども達の強みであったり、弱みであったり、そうした部分の改善に活用しようとしている所です。この部分の広報を保護者の方にも示して行かなければならないと思います。

[長島教育長]

佐々木委員、保護者の立場としてどうですか。

[佐々木委員]

今までC R Tの結果は、全部封書にして子どもから私も先生から保護者へみたいな形であり、これに対しての説明は一切無いのです。C R Tの時もそうでした、これも同じで保護者の立場としては、今までとどう違うのかなという、多分、皆さんその様な意識だと思うのです。この子はこれ位の能力を持っているということを伝えて、これだけ点数が上がりましたと伝えられたら保護者や子どもとしてもやる気に向かっているのかなと思いますので、難しいかも知れませんが、面談等の機会はあっても良いのかなと思います。

[長島教育長]

今、佐々木委員のご意見というのは、多くの殆どの保護者の皆さんが感じておられる所ではないかと思います。私もこの研修会を聞いて、ようやく今まで不明瞭であった所が見えたという部分があって、非常にスッキリしたのですが、保護者は当然そうかと思います。

宮崎先生、今後の課題として保護者にどういうふうに学校側の捉え方、狙いそれを伝えていくのかということは、保護者の理解を得ていく部分では必要なことかと思いますが、そこはご検討がお願いができたかと思えます。

他に質問・ご意見はいかがでしょうか。

[酒井委員]

私も先日の講演をお聞きして少し理解ができたのかという感じがしています。

学びのパスポートはそれまでの確認テストとどう違うのか、6年間でどういう風に変わって行くのが先ほどおっしゃったCRTで分かるということですが、詳細な分析ができるものがどんどん出てくるのは良いことだと思う反面、与謝野町の学校ではQUが取り扱われているということですし、そういった児童生徒の一人ひとりの分析をするということは、それだけ学校の先生の労力が増えます。

働き方改革をしている中で、どんどんこういったものが出てくるのが返って負担になっていないのかということが1点です。

もう1点は、これも講演の中で先生がおっしゃった話ですが、この学びのパスポートの活用を推進されている学校は、京都府の指定を受けられている学校かと思うのですが、子ども自身がデータを分析します。多分、中学生の話があったのかと思いますが、それを取り入れることで、具体的に2年目・3年目で大きく学力が伸びたという話がありました。

生徒自身がデータ分析するという様なことは、現在されていないのかと思いますが、この取り組みを行われたり、あるいはそうした指定に手を挙げたり等は考えられていますか。

[宮崎指導主事]

既に今年度は山田小学校が7・8・9年度の学びのパスポート活用の事業に手を挙げられ、取組を進めている所です。山田小学校から江陽中学校区に広げていきたいという思いを持って進めている所です。

先ほど分析することがたくさんあるとお話をされました。確かにこちらも全部の分析は膨大な資料ですので難しいのですが、その中で学校としてどういう力をつけていきたいか、そこを絞って、そこを見るためにどの資料を活用するかということを選択して絞っていく形での活用をそれぞれ考えていて、その学校によって、もっと違った角度で分析するためのデータとして使うことで、全部詳しく分析するという事になっているわけではありません。

今、京都府の中で小学校では山田小学校だけが府内でその活用を今年度行っています。京都府も丹後教育局であったり、京都府の本庁の方から指導主事が手厚く来ていただいて、一緒に学校に入ってきていただいて、子どもの様子を見たり、分析に関わっていただいています。

2年目、3年目も同じ様に続けるというのではなく、段階的に学校や教育委員会が主体的に実施できるよう、徐々に手を離していくように進められています。

[酒井委員]

私は、山田小学校の学校訪問を欠席させていただいたので、存じ上げていなかったところがあります。今、分かりましたので、是非その成果を共有していただきたいと思います。

[植田委員]

私は月曜日の講演会は行けなかったのですが、きちんとした講演会としては、水曜日の平山先生のお話を初めて詳しく聞きました。理解としては、今までの平均がこの感じで、5になる様な平均値がここの部分だけだったり、平均5になるという所からすごく丁寧に言っていて、今までは教えられていたと言いますか、学ばせてもらっていたということが再認識できました。それを個別にきちんと見ていきましょうという姿勢がすごく良いと思っていて、今までのものがそうではなかったということが目から鱗と言いますか、そんな感覚を持ちました。

今までのことはそれとしても、これからの子どもたちに必要な力を個別に付けて行くことは大事だと思いますので、この様な学びのパスポートがずっと広がっていけばと思っています。試験的に1校ということですが、今後たくさん増えていく様なことはありますか。

[長島教育長]

先ほど宮崎先生もお話された様に、今は山田小学校1校だけということになるのですが、今後広げられる予定はあるのでしょうか。

[宮崎指導主事]

指定についてですが、実はもうすぐ学習指導要領が改訂ということがあります。そうすると、教育課程をもう少し柔軟にこういう力を付けたいから、この時間をもう少し増やしたいと学校独自で柔軟に教育課程を考えるということを今、検討されている所です。

[長島教育長]

今後、次期学習をするのは、学校の裁量の幅というのは、今までと比べたら本当に大きくなりますので、それぞれの学校がねらいをどう持って取り組んでいくかという計画が問われる、そういう意味では校長先生の判断、マネジメントというものがすごく大事になると思います。

[長島教育長]

皆さん重ねて学力全般に関わって、お感じになられていることやご意見、ご質問がありましたらお願いします。

[樋口委員]

この間も時間配分の裁量という話を伺った時に、これも質問ですが、現場としてそういった時間が欲しいと思われる要望や希望はありますか。もう少しこれに充てたいという裁量はありましたか。確かに話を聞いた時に良いことだと思いました。ただカリキュラムとして教えなければならないことが決まっている中で、その裁量と言われても自由にできる範囲がすごい狭い中でそれを裁量と言われても、難しい部分があるのかと思います。

でも現場として実感として、少し足りない部分があるため、他で補填しておきたかったという希望があれば、それはそれで理に適ったお話かと思うのですが、現場の状況が分か

らないものですから質問させていただききました。

[宮崎指導主事]

現在で言いますと要望や希望はあります。

以前に比べて学習指導要領が変わって、学習内容もずいぶん変わってしまっていて、その学習内容についてその時間数に見合う、比べてその内容が多いのではないかと個人的には感じることもありました。逆にゆとりがあるという様なバランスみたいなことも感じたりもしていました。その中でやりたいけれど、時間が足りないと感じることはありました。

[樋口委員]

効果はかなり認められるということですか。

[宮崎指導主事]

しっかりと学校としてやっていこうという方向が定まったら、それは効果が出るのではないかと考えています。

[長島教育長]

これは非常に大きなテーマでございますので、会議の度に色々なご意見をいただければと思います。

[長島教育長]

続きまして、「学校給食センター新築工事の進捗状況について」、中上教育次長が報告いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、他に事務局からありましたらお願いします。

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議の日程調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会会議の日程調整)

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議については、12月24日(水)となります。午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 3 時 1 5 分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和7年11月21日（金）

午前9時30分～

場 所：加悦庁舎2階 会議室

日程第1 会議録署名委員の指名

酒井委員 佐々木委員

日程第2 確認事項

会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 審議事項

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて

令和7年12月与謝野町議会定例会の議決を経るべき
議案に対する意見照会について

- ・与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）
- ・古墳公園の指定管理者の指定について

議案第22号 与謝野町立古墳公園条例施行規則等の一部改正について

議案第23号 与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正
について

日程第5 その他

◇学力診断テストの結果について

◇学校給食センター新築工事の進捗状況について

◇今後の予定について

議案第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年 1 2 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 7 年 1 2 月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第11号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和7年11月20日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和7年12月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年11月19日付7与総第370号で意見を求められました令和7年12月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 令和7年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）
- 3 古墳公園の指定管理者の指定について

以上3件について、異議ありません。

議案第107号

与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月 日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

提案理由

児童福祉法の一部改正により本条例で引用している児童福祉法の条項番号の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

与謝野町条例第 号

与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年与謝野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号資料

与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

令和7年度

一般会計補正予算（第8号）資料

（教育委員会 学校教育課所管分）

令和7年度 一般会計補正予算(第8号): 学校教育課補正予算資料

■ 予算額推移表(歳入)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額					説明
								1号	2号	3号	7号	8号	
18	町債	町債	教育債		823,100	814,200	776,300	4,600	0	45,300	△ 3,100	△ 8,900	小学校債△8,900

令和7年度 一般会計補正予算(第8号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額					説明
								1号	2号	3号	7号	8号	
52	教育費	教育総務費	事務局費	特別職人件費	13,315	13,435	13,315	0	0	0	0	120	人事院勧告による手当等の増120
52				職員人件費	76,249	84,637	66,751	0	0	0	9,498	8,388	人事異動・人事院勧告による給与等の増 7,850、時間外勤務手当 453、休日勤務手当 85
52				指導主事等設置事業	21,381	20,596	21,381	0	0	0	0	△ 785	会計年度任用職員報酬等の減△815、旅費30
52				事務局費一般経費	9,903	10,218	9,903	0	0	0	0	315	会計年度任用職員報酬等の増315
52			教育振興費	学校教育振興事業	126,036	125,395	137,788	0	0	0	△ 11,752	△ 641	パソコン等リース料 入札実績による減 △641
54		小学校費	学校管理費	職員人件費	7,512	7,771	7,442	0	0	0	70	259	人事院勧告による給料等の増259
54				小学校管理運営事業	218,605	213,864	217,868	0	0	0	737	△ 4,741	会計年度任用職員報酬等の減△6,409、消耗品費 184、光熱水費 1,355、修繕料 65
54				小学校施設整備事業	41,300	30,300	41,300	0	0	0	0	△ 11,000	工事請負実績による減△11,000
54				自校給食管理運営事業	32,023	33,013	32,023	0	0	0	0	990	会計年度任用職員報酬等の減△363、消耗品費49、燃料費63、光熱水費 282、賄材料費959
56				小学校就学援助事業	12,450	12,665	12,450	0	0	0	0	215	新入学児童生徒学用品費等の単価引き上げに伴う増額215
56			教育振興費	小学校教育振興事業	19,370	18,822	19,347	0	0	0	23	△ 548	機器リース料の減△675、印刷機マスター89、カラープリンタ感光体ユニット24、平ゴム14
56		中学校費	学校管理費	職員人件費	6,967	7,232	6,967	0	0	0	0	265	人事院勧告による給料等の増265
56				中学校管理運営事業	70,563	71,825	70,521	0	0	0	42	1,262	会計年度任用職員報酬等の減△750、光熱水費 1,412、修繕料600

令和7年度 一般会計補正予算(第8号): 学校教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	事業	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額					説明
								1号	2号	3号	7号	8号	
56				中学校組合負担金	171,480	166,943	166,880	0	0	0	4,600	△ 4,537	負担金交付税算入分776、中学校組合予算減額に伴う市町負担金の減(与謝野町分)△5,313
56			教育振興費	中学校教育振興事業	15,457	14,695	15,457	0	0	0	0	△ 762	消耗品費の減△452、機器リース料の減△210、芸術鑑賞費補助金の減△100
62		保健体育費	学校給食費	職員人件費	34,689	35,749	34,739	0	0	0	△ 50	1,060	人事院勧告による給料等の増1,060
62				学校給食センター管理運営事業	152,865	170,453	152,865	0	0	0	0	17,588	会計年度任用職員報酬等の増 9,000 給食米の物価高騰による増 8,588
62				学校給食センター施設整備事業	871,184	871,207	818,740	4,600	1,650	45,392	802	23	通行料23
	合計				1,901,349	1,908,820	1,845,737	4,600	1,650	45,392	3,970	7,471	

令和7年度

一般会計補正予算（第8号）資料

（教育委員会 社会教育課所管分）

令和7年度 一般会計補正予算(第8号): 社会教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳入)

(単位:千円)

予算 書頁	款	項	目	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額	説明
								8号	
16	寄附金	寄附金	教育費寄附金	社会教育費寄附金	83	359	83	276	地区公民館修繕等に係る寄附金(幾地地区公民館△5、下山田地区公民館261、明石地区公民館20)
	合計				83	359	83	276	

令和7年度 一般会計補正予算(第8号): 社会教育課補正予算資料

■予算額推移表(歳出)

(単位:千円)

予算 書員	款	項	目	事業	節	補正前額	補正後額	当初予算額	補正予算額			説明
									2号	7号	8号	
34	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業	報酬、共済費、委託料、工事請負費、備品購入費	205,659	201,889	93,333	111,963	363	△ 3,770	人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増及び共済費の減△105、三河内・石川学童保育所新築工事監理委託料の請負減△3,823、エアコン移設(三河内から岩滝)工事63、冷蔵庫95
56	教育費	社会教育費	社会教育総務費	職員人件費	職員手当等	84,008	87,633	83,838	0	170	3,625	人事院勧告による給料等の増2,845、実績見込みによる時間外勤務手当の増780
58				社会教育管理事業	報酬、職員手当等、共済費	10,645	11,038	10,510	0	135	393	人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増393
58			社会教育施設管理費	公民館管理運営事業	報酬、職員手当等、共済費、需用費	32,274	34,097	32,274	0	0	1,823	人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増1,052、実績見込みによる光熱水費の増771
58				地区公民館管理運営事業	需用費、工事請負費	18,462	19,883	18,462	0	0	1,421	実績見込みによる光熱水費の増1,121、地区公民館水道管改修300
58				知遊館管理運営事業	報酬、職員手当等、共済費、需用費、備品購入費	44,639	43,295	44,639	0	0	△ 1,344	人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増1,226、実績見込みによる光熱水費等の増1,263、実績見込みによる修繕費の減△739、照明調光操作卓更新先送りに伴う減△3,064
60			文化財保護費	文化財保護事業	需用費、委託料	42,102	42,532	42,102	0	0	430	人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増430、伝統的建造物明示プレート追加作成による組換え(委託料△504、需用費504)
60			図書館費	図書館管理運営事業	報酬、職員手当等、共済費	30,093	32,272	30,093	0	0	2,179	人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増2,179
60			教育文化施設管理費	江山文庫管理運営事業	報酬、職員手当等、共済費、需用費	6,406	6,873	6,406	0	0	467	人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増253、実績見込みによる光熱水費等の増214
60		保健体育費	社会体育施設管理費	屋外体育施設管理運営事業	報酬、需用費、役務費	48,173	48,880	47,945	0	228	707	人事院勧告等による会計年度任用職員報酬の増7、実績見込みによる光熱水費等の増200、スポーツトラックター修繕等450
60				屋内体育施設管理運営事業	需用費	13,594	15,947	13,594	0	0	2,353	旧岩屋小学校上下水道管緊急修繕の実施により不足する需用費の増2,103、体育館照明ランプ交換250等
	合計					536,055	544,339	423,196	111,963	896	8,284	

議案第 1 1 8 号

与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定について

与謝野町立古墳公園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

1 施設の名称及び所在地

名 称 与謝野町立古墳公園
所在地 与謝野町字明石 2 3 4 1 番地

2 指定する団体

名 称 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 与謝野地域本部
所在地 与謝野町字加悦 1 0 6 0 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

提案理由

与謝野町立古墳公園の効率的かつ適正な管理運営を行う指定管理者として、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社与謝野地域本部を指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料（指定管理候補者の申請概要等）

施設所管課：社会教育課

1 指定管理者に行わせる施設の概要

施設 の 名 称	与謝野町立古墳公園
施設 の 所 在 地	京都府与謝郡与謝野町字明石2341番地
選 定 方 法	公募
設 置 条 例	与謝野町立古墳公園条例
設 置 目 的	郷土の歴史的文化的資料の保存及び活用を図り、町民の地域文化の理解及び向上に資する
施設 の 事 業 内 容 等	①公園の施設、付属設備の維持管理及び利用に関する業務 ②その他町長が必要と認める業務
現在の指定管理者等	古代から未来へつなぐ会合同会社

2 指定管理者に行わせる主な業務

①施設の運営に関する業務 ②施設の維持管理に関する業務 ③利用料金に関する業務 ④施設の設置条例に規定する事業のほか、施設の設置目的達成のため必要な業務 ⑤その他業務 ア 総務に関する業務 イ 緊急時の対応に関する業務 ウ モニタリング（監査事項を含む）に関する業務 エ 与謝野町の実施事業に係る協力業務 オ その他施設の管理運営に必要と認められる業務

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで（5 年間）

4 指定管理候補者の概要

団 体 の 名 称	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 与謝野地域本部
団 体 の 所 在 地	京都府与謝郡与謝野町加悦1060
代表者役職及び氏名	地域本部長 安達 幸三
設 立 年 月 日	平成 28 年 6 月 29 日
設立目的等	<p>当法人は、海の京都地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町地域を指す）の連携とネットワークの強化を図り、観光地域づくりの推進、交流人口及び関係人口の創出・拡大や移住・定住促進及び京都府北部地域連携都市圏の取組の具体化により、京都府北部地域全体の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）観光を入り口とした持続可能な地域づくりに資する企画、調査分析・研究及び計画等の戦略の策定</p> <p>（2）観光を入り口とした持続可能な地域づくりに資する取組に必要な地域との連携及び助言の実施</p> <p>（3）旅行業法に基づく旅行業</p> <p>（4）観光を入り口とした持続可能な地域づくりに必要な人材の発掘・育成等の環境整備及び観光関連産業従事者等に関する従事者等の資質の向上に関する取組</p> <p>（5）地域資源の発掘及び開発並びに着地型・体験型旅行商品の開発及び販売促進</p> <p>（6）観光及び移住・定住につながる地域情報等の共有、発信及び中長期滞在者を含む観光客等の誘致・案内・誘導</p> <p>（7）中長期滞在者を含む観光客等の受入体制の構築・利便性の向上</p> <p>（8）酒税法に基づく酒類販売業（通信販売による酒類販売業を含む）</p> <p>（9）特産物・工芸品・加工品等の開発・紹介宣伝・販売及び各種貸出業</p> <p>（10）顧客満足・サービスの評価の実施等、サービス管理及び地域評価の実施</p>

	<p>(1 1) 公共交通ネットワークの整備等及び広域交通ネットワーク改善・整備の企画等</p> <p>(1 2) 観光及び移住・定住につながる関連行催事等の実施及び協賛事業等の推進</p> <p>(1 3) 地域づくりに資するファンドへの出資及び出資先事業との連携・協調・支援</p> <p>(1 4) 観光案内所その他観光及び移住・定住につながる関連等施設並びに指定管理者制度に基づく公の施設の管理運営</p> <p>(1 5) 地方公共団体等が行う観光を入り口とした持続可能な地域づくりに関する関連等事業の委託</p> <p>(1 6) 会員相互、関係機関・団体等との連携・協調</p> <p>(1 7) その他、京都府北部地域連携都市圏の観光を入り口とした持続可能な地域づくりに関する事業など、当法人の目的を達成するために必要な事業</p>
資 本 金 等	0 円
主 な 業 務	<p>与謝野地域本部（以下、与謝野町観光協会）としての主な業務</p> <p>1. 観光振興事業（協会運営、収益事業）</p> <p>2. 観光案内</p> <p>3. 情報発信（HP、SNS、テレビ、ラジオ、情報誌等）</p> <p>4. 観光地域づくり</p> <p>5. レンタサイクル事業</p> <p>6. 旅行業</p>
役 員 数	17 名
団 体 の 雇 用 人 数	正規雇用： 3 名 非正規雇用： 3 名

5 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1) 管理運営に関する事項
<p>●施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針</p> <p>当施設の与謝野町の方針や施設の立地、歴史的な存在価値、将来的役割を鑑み、大きくは以下の総合的運営方針を掲げ、管理運営に携わる。</p> <p>① 歴史文化を学ぶ場として</p> <p>当施設は、郷土の歴史的な文化資料の保存及び活用を図り、町民による地域の古代歴史や文化に対する知識及び理解を深めるための誰もが利用しやすく身近な施設と認識できるような充実したサービスの提供に努め、文化的体験価値の向上にも努める。</p> <p>また、観光ガイドを活用しての学びの場も創出し、ガイド育成(養成)にも注力していく。</p> <p>② 古代歴史文化の魅力拠点として</p> <p>町民へはもちろんのこと、町外の者(来町者)へ積極的に当施設の魅力を発信し、主要観光拠点機能になる管理運営を目指す。観光協会としての強みでもある情報発信力を最大限に活用し、当施設の利用促進を図り安定した運営(経営)を目指す。具体的には、イベント開催をはじめとした集客催しを推進し、町内外者の交流の場を創出し、町民として「誇りが持てる場」「安心を感じられる場」「未来の夢や希望を感じられる場」にしていく。</p> <p>③ 海の京都DMOの組織力を生かして</p> <p>京都府北部7市町の連携を持つDMOにおいてヨコ連携を最大限に生かし、近隣市町の古代古墳との繋がり(特に日本海三大古墳)をストーリーに紐づけ、周遊型の観光ができるようにも連携を図る。また、観光協会という組織内においても観光に携わる各種関係機関(宿泊、飲食等)との連携を図り集客に努める。海の京都エリアにおいても同様の連携を図り集客に努める。</p>
<p>●管理運営意欲・抱負・理念等</p> <p>与謝野町観光協会は、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社(海の京都DMO)に属し、与謝野地域本部として与謝野町観光、地域観光(7市町)の業務に携わっている。</p> <p>町内はもとより町外、地域外の観光客への「おもてなし」「PR」を徹底し、「楽しかった」「満足した」と思われるような対応を常々心がけ、再来町などを通し「高頻度リピーター」となってもらい「与謝野ファン」となってもらえるよう努めている。与謝野町は近隣に比べわかりやすい観光コンテンツに乏しいため、産業や自然等の地域資源を生かした体験型商品の開発・創造を行い、PRを強化し、観光客の誘引を行っている。</p> <p>一方、海の京都DMOの「地域産業の振興(=地域の事業促進・拡大=事業者が稼いでもらう)ことをサポートする基本方針に従い、地域事業者を支援している。</p> <p>上記のように、海の京都DMOの方針に従い、日々の業務の一部として、指定管理業務に携わる。</p>

また、与謝野町が掲げる当施設の管理運営基本方針に従い、「郷土の歴史文化資料の保存及び活用を図り、町民の地域文化の理解及び向上に資することを目的とする施設」として活性化する主要観光拠点を目指す。

また、町民にとっても来町者にとっても、「町民との交流の場」「世代間を越えた交流・理解・共生の場」を作り出し、支援する場となることを目指す。

なによりも、当施設が歴史的にも文化的にも町の重要な役割を果たし、それゆえ町の中心的施設であったことを鑑み、近隣市町の皆さん、町民の方と振興理解を深め、皆様から「愛される拠点」となれるよう努める。

そして、将来においては主要観光拠点機能を果たし、インバウンドも含めた町外観光客にとって「町で一番の魅力ある観光拠点」となることを目指したい。

●施設の維持管理の考え方

①施設の的確な維持管理と管理水準向上のための方策

日常の清掃作業のほかに、必要に応じ大規模な清掃作業(草刈・除雪など。また、その作業手法も検討)に関し、町社会教育課と協議の機会を設け実施する。

②委託業務内容、指定管理者としての点検方法、チェック方法、指導監督方法

特になし

●危機管理・安全対策について

①通常時からの安全対策(日常の警備及び事故防止、防災対策)

日々の業務における、施設管理の視点から、施設の施錠、不審者のチェック、園内のお客様のチェック、老朽化物のチェックなどを怠らないことを徹底する。

当施設を取り巻く危機管理・安全管理に対するリスクは以下のことが考えられ、そのためのマニュアルを作成し常備する。また、災害訓練・防火訓練・災害教育への参加等により、万が一の対応に備える。

- ① 自然災害による建物・展示物・什器類・金庫破損・損傷(地震・台風・風雪被害)
- ② 事故災害による建物・展示物・什器類・金庫破損・損傷(火災・車等の侵入)
- ③ 不審者による建物破損・展示物・什器類・金庫損傷・盗難・人的被害
- ④ 個人情報漏洩
- ⑤ その他(来館者のちょっとした怪我など)

万が一何らかの危機が発生した場合は、何よりも来館者・スタッフ等人の安全を第一優先する。安全が確保された上で、可能な限りにおいて重要資料・展示物・施設の保護に努める。

上記リスクに対する以下の対応マニュアルを作成し常備する。

- 災害時における緊急連絡網・組織体制
- 応急救護・避難届
- 資料・展示物等の緊急避難・危険回避(非常持出書類等の優先順位付け)
- 金庫管理
- 災害訓練・防火訓練参加による教育

② 施設内の事故発生時等における危機管理(緊急時の連絡体制、役割分担等)

【現場トラブル・アクシデント発生】

■トラブル・アクシデントへの緊急対応の実施(現場スタッフ)

現場責任者は、人命最優先で応急対策を実施し、二次災害の発生を防ぐ行動をまず行う

■管轄の消防署・警察署等への連絡(必要に応じて)

→宮津与謝消防組合 119 TEL(0772)46-6119

→宮津警察署 110 TEL(0772)25-0110

→救急病院:京都府立医科大学附属北部医療センター TEL(0772)46-3371

→丹後労働基準監督署 TEL(0772)62-1214

■与謝野町観光協会から現場に向かい対応
状況報告/対策の状況説明/現場参集依頼

→事務局長 TEL(0772)43-0155

→事務主任 TEL(0772)43-0155

■与謝野町各担当部署に連絡

→社会教育課 TEL(0772)43-9026

→産業観光課 TEL(0772)43-9012

●個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについては、海の京都DMOからの指導をしっかり受け、個人情報保護の重要性をしっかりと理解したうえで、「与謝野町個人情報保護法施行条例」の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱うことを徹底する。

また、個人情報保護の徹底を図るため、与謝野町観光協会会長を個人情報管理責任者、与謝野町観光協会事務局長を同副管理責任者として管理する。
当施設管理を通じて取得した個人情報に関しては、以下のことに留意して適正な取り扱いの確保を行う。

収集した個人情報の管理

- 個人情報は業務の目的の範囲を超えて利用又は提供しない。
- 第三者から照会があった時は、本人の同意がない限り対応しない。
- 個人情報が記載されている文書及び記憶媒体等(会員名簿、各種購入時の申込書、その他)は、正確に保ち(事務所に保管)、漏洩、改ざん、滅失等のないように管理する。また不要になった個人情報は、確実に且つ速やかに廃棄する。

(2) 事業実施に関する事項

●施設の運営に係る考え方及び運営計画

- 当施設の運営方針・目的に沿った管理運営体制を計画する。
- 開園時間は、基本9:00～17:00(冬季は9:00～16:00)とする
 - 休園日は、毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12/29～1/3)とし、冬季(12月から2月)は毎週月曜日から木曜日とする。但し、重要顧客及び団体客等への対応として特別開園する場合がある。また、今後は町内の周遊観光を鑑み、他観光施設と休園日(休館日)を合わせることも視野に入れている。
 - イベント等が開催される場合は、その終了時間を閉園時間とする。
 - 毎日の清掃・展示物チェック・天候チェック等を基本とする・
 - 来園データの確認・保存(日々の来訪数・問合せ数・イベント内容・集客数)

スタッフの基本行動指針

- 観光に従事するプロフェッショナル意識
- 身なりに気を付け、お客様を心よりお招きする姿勢
- 「おもてなし」精神に基づいた接客対応
- 明るく元気でフレンドリーな立ち振る舞い
- 問い合わせに対して、簡潔、明瞭で正確な情報提供

利益の還元率

施設の管理業務の実施により余剰金(総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額/自主事業に係るものは含まず)が生じた場合は、各年度ごとに余剰金の一部を町に還元することを検討し、町社会教育課と協議のうえ決定します。

●自主事業の取組みについて

①指定事業

—

②提案型指定事業

—

自主事業

■軽食・ドリンクサービス運営

来園いただいたお客様の休息、休憩として椅子・テーブル席を用意する。また喉の渇きや空腹を解消できるよう、簡単な軽食・ドリンクサービスを行う。基本、専用スタッフは置かず、セルフサービスとし、お客様自身で対応いただく仕組みにする。コーヒーではバリスタ等を設置し、運営コストが安く、お客様の満足度が高い手法で実施する。

軽食においては、できる限り地元の食材を使ったものや郷土料理などを提供する。

■古代歴史体験

与謝野町が推し進める観光の型“体験”に注力し、過去の管理者が実施された「勾玉づくり」や「土鈴づくり」をスタッフの負担を軽減する形で復活させる。また、「火起こし体験」や「埴輪づくり体験」「菅玉づくり体験」「組紐づくり体験」等を園児・小学生・中学生を対象に実施する。個人は予約なしでいつでも体験できるサービスとし、突然の体験にも対応できるようにする。団体は8名から受け付け、事前予約を要するが、指定時間内の運営はこれまでの経験より問題なく運営できる。この施設の観光コンテンツのひとつと考える。

■各種物品販売

与謝野町の特産品を中心に来町の思い出はお土産となる商品の物品販売(受託販売)を行う。また、“古墳”に関連したオリジナル商品を考案し利益率の高い商品も販売する。これまでに販売してきた「御財印(御墳印)」も引き続き販売する。

■各種イベント開催(誘致)運営

講演の有効活用を目的に行う。与謝野町観光協会としての各種イベント開催や他団体とのコラボによるイベントを実施することによって、当施設に人を集め、交流の場としてコミュニケーションの場として町民の利用活性に努める。マルシェや各種ミニ講演会、祭りイベントなどを年間を通じて全ての世代が楽しめるイベントコンテンツが開催されるような年間プログラムを目指す。

■貸会場(スペース)運営

当協会主催ではなく、他団体によるイベント実施の際にコミュニケーションの場となるよう活用してもらえる施設として提供する。町民に限らず、町外からの観光客が立ち寄るには最適のロケーションである当施設の立地利点を生かせるよう広報活動にも観光協会の強みを生かす。

●委託業務内容

職員が不在となる勤務後(夜・深夜)及び休園日については、警備会社による機械警備委託を行う。ただし、与謝野町立古墳公園の警備連絡フローについては、指定管理決定後、町社会教育課、与謝野町観光協会、警備会社の3者による協議で決定する。

●効果的な集客対策

①広報手段、広報活動

与謝野町観光協会HPやフェイスブック/インスタグラムなどのSNSから情報を発信する。ただし、ターゲットに合わせ、多少その手法・メディアを変える。

・町外の観光目的の方

与謝野町観光協会HPやフェイスブック/インスタグラムなどのSNSツールを活用。特に、SNSツールは、拡散が速く、拡散エリアが広いため非常に有効な広報活動ツールとして活用する。
印刷物も作成し、各種パンフをターゲットのタッチポイントに設置する。(京都市の旅館、京都駅、京都府内の厳選したサービスエリア、海の京都7市町の観光施設など)

また、各種イベントやセールスを通し、チラシ・パンフレットの配架を通じPRする。併せて「割引券」の発行も検討し、宿泊施設・食事施設・観光案内所等に配架するパンフレットに挟み込んでより効果的な集客を目指す。

・町内の利用目的の方

利用方法などを明記したパンフレットを作成し、町民が訪れる各種施設に配架するとともに、当施設に常設する。また、ケーブルテレビでの制作番組及び町回覧版を通じ町民にPRする。

②ターゲットを踏まえた効果的な宣伝方法

上記に同じ

③施設利用者のデータの活用

施設利用者の個人データは個人情報となるために所有しない。

ただ、日々の来園数、時間別来園数をベースに、季節や月、休日別の特徴が読み取れるため、発見や課題が抽出されるので、その分析により対策を講じる。

また、海の京都DMOが定点調査・所有する観光者動向分析(7市町への来客数・市町別来客数・出費など)を利用し、来町者の分析を行い、課題を抽出し対策を講じる

④施設の特性や立地条件などの活用方法

施設の特徴として、古代歴史文化的に魅力のある数多くの貴重な出土品を展示しているなど、与謝野町だけにとどまらず丹後地域にとっても貴重な文化的観光コンテンツである。

また、立地条件としては南北に伸びたバイパスに面しているため、「道の駅シルクのまちかや」と同様に往来の立ち寄りポイントとしては最適であり、そこ情報等を共有し相乗効果を生むことは必須であると考え。もちろん与謝野町の入り口的観光施設とも考えられることから、ここでの与謝野町観光PR(案内業務)も確立する必要がある。このような好条件を鑑み、町外の観光客には「日本海三大古墳」を冠に置き、個人団体を問わず広くPRする。

町民にとっては、過去からこの立地は十分認知されていることを前提に、多方面で、個人・グループ

<p>・団体など、利用ができることを広くPRする。</p>
<p>●利用者に対するサービスの質の確保及び向上の方策</p>
<p>①利用者ニーズの把握と運営面への反映方法</p> <p>利用者ニーズを把握するために、まず利用者(来園者)への満足度の高い接客が必要。その満足度によって、利用者から様々な意見やニーズを聞くことができると考える。そのためには「おもてなし」意識が強く、各種問合わせに専門性を有した迅速で的確な対応ができるよう、研修や勉強会を通じスキルアップする。</p> <p>そうすることにより、さらなる高度な利用者のニーズの把握ができると考える。 上記ニーズ把握のためのスキルアップを日頃より心がける。</p>
<p>②接客、利用指導など業務管理マニュアル等の適切なサービス提供の方策</p> <p>接客対応力のスキルアップが重要と考え、頻繁な研修等の教育プログラムを職員スタッフ全員に徹底する。</p> <p>管理マニュアルに頼ることなく、あくまで実践ベースでその場その場の対応、お客さまの個性・キャラクターに合わせた対応ができるよう繰り返しの実践を積む。</p>
<p>③サービス全般について定期的に評価し、改善に結び付ける方策</p> <p>「Googleビジネスプロフィール」をはじめ、SNS等での口コミに記載された意見を共有し皆で真摯に受け止め、反省と対応(対策)に活かす。また、利用者に向けてのアンケートも実施し、意見集約からスタッフが気付いていない課題や注意点に気づき反省及び改善していく。</p>
<p>④その他サービス向上の方策</p> <p>大手企業の電話応答、ビジネス会話、専門性の高いショップや大手百貨店、その他接客コミュニケーションが必要なサービス業などの対応を学ぶ。</p> <p>本やビデオ、ネット上にはあらゆる必要情報があるため、効率的に学習し、実践に活かすよう指導を行う。</p>
<p>●効率的な管理運営の考え方</p>
<p>①効率的な管理の考え方</p> <p>■基本方針:安全性の確保と魅力の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古墳や散策路の状態を定期点検し、破損箇所があれば早めに対応する ・利用者への注意喚起表示や仮設フェンスで事故を予防する ・古墳の歴史的価値や自然景観を損なわない範囲で整備する <p>■効率的な管理の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設の特長(歴史的価値・自然環境・国内客向け)を維持しつつ、課題(認知度低・アクセス不便・施設老朽化)を優先順位に基づき効率的に改善する ・ボランティア活用・マニュアル化・バリアフリー対応を組み合わせることで、安全・魅力・平等性を両立できる管理が可能になる
<p>②効率的な運営の考え方</p> <p>■基本方針:安全・快適・魅力の確保と地域・利用者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古墳・散策路の保全、安全設備の整備、清潔な施設維持に努める ・地元住民や学校、当観光協会が連携して利用促進を行う ・ボランティアや地域団体を活用したイベントを開催する <p>■効率的な運営の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的資源の最適化・・・安全管理・利用者案内・施設維持で役割分担。シフト調整 ・情報発信と誘客・・・HPやSNSでの情報発信。スタッフ配置の最適化 ・施設サービスの効率化・・・点検や整備、清掃は優先度の高い場所から実施 ・収益面の工夫・・・入園料や体験プログラム、物販、カフェなどでの収益確保
<p>③その他効率的な事業実施の考え方</p> <p>■基本方針:利用者満足・安全の確保と効率性重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来園者の年齢や障害の有無を問わず楽しめる工夫を取り入れる

<ul style="list-style-type: none"> ・限られた人材・予算・施設を最大限活かす実施方法を検討する ■効率的な事業実施の考え方 ・事業の優先順位…当施設の特性を生かす体験やイベントを優先させる ・人材・役割の最適化…体験プログラムは事前準備や説明を簡素化、対応負担を軽減 ・事前準備と情報管理…資材や施設の準備をチェックリスト化し漏れや重複を防ぐ ・リスク・トラブル対応…安全管理マニュアルや緊急時対応手順を事前に策定する ・事業後の評価・改善…効果が高いものは継続・集中、低いものは改善または中止
<p>(3) サービス提供体制に関する事項</p>
<p>●本部と現地の管理体制(責任体制)</p> <p>【本部】である与謝野町観光協会の体制(組織図)は下記のとおりである。</p> <p>与謝野地域本部＝与謝野町観光協会 協会員数 141人(2025・4・1現在) 観光協会会長(安達幸三＝海の京都DMO取締役兼務) 副会長3名 理事11名 監事2名 ↓ 観光協会事務局 事務局長1名 正職員2名 パート3名</p> <p>【現地】については、下記の体制である。</p> <p>与謝野町古墳公園 正職員1名(上記事務局兼務) パート3名(2名/日)</p>
<p>●現地要員の配置計画</p> <p>現地体制図(組織図) 正職員1名(全体総括・来園者対応・観光案内・体験商品サポート) ※事務局兼務 パート①(来館者対応・観光案内・カフェ、物販及び体験商品対応) パート②(来館者対応・観光案内・カフェ、物販及び体験商品対応) パート③(来館者対応・観光案内・カフェ、物販及び体験商品対応) 他に観光案内:ガイドとして4名所属</p> <p>4名による運営 ただし、通常2名体制(業務ローテーションによる) 大型イベント、体験等の場合は全員で対応 シフト表を前月の20日までに作成し、翌月のローテーションとする。 職員の休暇有給消化・パートの無理のない勤務ローテーションを心がけてシフト組む。</p> <p><任用計画> 現状の体制でスタートし、業務量・来園者数・来園者対応の頻度によって、業務変更、シフト変更、任用の有無を検討していく。</p>
<p>●人材の育成計画</p> <p>与謝野町観光協会は、海の京都DMOの地域本部として所属しているため、海の京都DMO本部が強化運営する、人材育成のための各種研修(無料)が整備されており、当協会として積極的に参加している。</p> <p>研修内容 ○観光案内業務(観光案内の基本的知識・専門知識) ○おもてなし研修(接客の基本、心得、手法) ○障害理解研修(接遇や緊急時対応、コミュニケーション支援など) ○所属地域の基本的観光案内(与謝野町に留まらず、7市町の基本的観光コンテンツの知識や体験プログラム)</p>

- マーケティング研修(観光マーケティングの基本知識)
 - 語学研修(訪日客対応の基本接客コミュニケーションから専門語学研修)
 - 経理研修(基本経理の専門性知識)
- 上記のような観光に関する研修プログラムを効率的効果的に利用し、人材の専門性スキルを向上させる。

また、集客やPRに関する知識や専門性の向上については必須と考え、町と連携して専門知識・スキルを持った者(上司・外部専門性を有する方)から定期的(年3～5回の講習会)に教育を受け、コツやポイントを抑える。

そして、可能な限り前段にある「観光ガイド」を目指し日々知識の習得に努めるとともに、新たな人材発掘を目指し「観光ガイド養成講座」等も開催していく。

●平等な利用の確保の方策

- ・「ヘルプマーク」や障害者手帳を持つ来園者への配慮を怠らない
- ・「筆談マーク」を受付に設置し、対応を可能にする
- ・「ほじょ犬マーク」を入りに設置し、対応を可能にする
- ・車いす対応及びオストメイト対応のある「多目的トイレ」の設置を町へ要望します

●トラブル、苦情処理の方策

■トラブル・苦情発生前の予防策(未然防止)

- ・明確でわかりやすい案内表示
 - 料金、利用方法、禁止事項、緊急時連絡先などを明確にわかりやすく掲示する
- ・スタッフ教育・接客研修
 - 苦情対応マナー、クレーム対応ロールプレイ、障害者対応などを含めて定期的実施する
- ・安全衛生管理の徹底
 - 事故やけがなどのトラブルを防ぐため、設備点検や衛生管理を日常的に行う
- ・事前情報の提供
 - ウェブサイトやパンフレットで最新の営業状況、注意事項を掲載し、誤解や不満を防ぐ

■トラブル・苦情が起きた際の初期対応

- ・迅速な対応と誠意ある態度
 - すぐに対応し、来園者の話を遮らずに最後まで傾聴する。感情的にならず冷静に対応する
- ・一次対応者の権限委譲
 - 現場スタッフがある程度の判断(返金・代替サービス提供等)をその場でできるようにする
- ・事実関係の正確な把握
 - トラブルの状況・発生原因を当事者双方から確認し、記録を残す
- ・謝罪と感謝の言葉
 - 被害や不快感を与えたことへの謝罪と申し出てくれたことへの感謝を伝える

■事後対応と再発防止策

- ・現場での再調査と分析
 - 苦情対応後に、原因分析と今後の改善策を検討する
- ・マニュアルの改善と共有
 - トラブル事例をデータベース化して、対応マニュアルや研修に反映する
- ・利用者へのフォローアップ
 - 苦情を寄せた来園者に対して、改善状況やお礼の連絡を行うことで信頼回復を図る
- ・関係機関との連携
 - 警察、消防、医療機関などと緊急時の連携体制を構築しておく

(4) その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項

●地域や関係団体との連携

与謝野町が主導する当施設の運営方針に沿って各種団体と以下の連携を図る

■歴史文化を学ぶ場として

○各教育団体(与謝野町学校教育課を含む)との連携

与謝野町立古墳公園は、古代歴史文化に触れることができる機会を創出するとともに、丹後地域の歴史を語ることに伴い、町民・近隣市町の歴史教育には絶好の見学(研修)施設である視点から、近隣市町の教育団体と連携しながら、小中学生などに見学(研修)をしてもらい、与謝野町や丹後地域の歴史文化を学習してもらい、このエリアに生まれ育った誇りや責任を育んでもらう拠点としたいと考える。

○与謝野町社会教育課との連携

与謝野町の歴史的文化的資料の保存及び活用の際のアドバイスを受けるとともに、専門知識習得に向けた講習会(勉強会)の実施、また新たな観光ガイド養成の際に連携を図るパートナーとして位置付ける。

■古代歴史文化の魅力拠点として

○町内外の与謝野町立古墳公園を利用される方との連携

与謝野町観光協会を利用される方との連携を深め、利用方法等の理解を頂くとともに、利用満足度が高く、再利用、再イベント開催となるように協力・サポートをし、連携を深める。利用された各種イベントの成功により再利用となれば、運営にとってもプラスとなる。

○与謝野町産業観光課との連携

与謝野町のPRおよび来町誘客に関して、産業観光課との連携を図る。与謝野町の主導する観光促進に沿って、PRを行う。PR予算や各種イベント予算などの必要経費などの交渉や集客企画など密な連携を図り、産業観光課の期待に応える。

■海の京都DMOの組織力を生かして

○各市町観光協会との連携

京丹後市において「日本海三大古墳」を中心とした古墳ツアーにおいて、スタンプラリーなどのコンテンツの共有やエージェントへのセールス、ツアー造成で連携をとることが可能である。また、大阪府高槻市である古墳フェス「はにコト」等へのイベント出展も連携することで可能になる。

また、綾部市・福知山市においても、京都府北部エリアの周遊型古墳ツアーの造成・実施においては欠かすことの出来ない地域になり、そこと連携することで大きな相乗効果を生むことが出来る。

●環境への配慮について

与謝野町立古墳公園は、観光施設であるとともに町民の利用施設という側面を持つ施設として以下の点に留意する。

○ゴミ処理(人が集まる施設であることから、多量のゴミの出る可能性も考えられる。

屋内外の毎日の清掃を心がけ、清潔な空間を保つとともに、ゴミ分別をしっかりと行い環境美化に努める)

○屋内・屋外トイレ美化(衛生管理を心がけ、毎日の清掃、定時点検を行い、誰もが心地よく快適に利用できるように努める)

○植栽美化(定期的な栄養・水補給・野外草刈りなどを行い、美観維持に心がける)

○電気使用量の節減(極力最適で効率的な使用を心がけ節電に努める)

6 管理体制を維持できる安定的な経営基盤

直近3か年の損益状況	令和4年度	総 収 益	36,404 千円	
		総 費 用	33,673 千円	
		当 期 損 益	2,731 千円	
	令和5年度	総 収 益	25,534 千円	
		総 費 用	25,228 千円	
		当 期 損 益	306 千円	
	令和6年度	総 収 益	29,857 千円	
		総 費 用	28,970 千円	
		当 期 損 益	887 千円	
直近3か年のB/S	令和4年度	資産の部	流動資産	10,779 千円
			固定資産	329 千円
			繰延資産	- 千円
			合 計	11,108 千円
		負債・資本の部	流動負債	5,531 千円
			固定負債	- 千円
			純 資 産	5,578 千円
			合 計	11,109 千円
	令和5年度	資産の部	流動資産	7,315 千円
			固定資産	737 千円
			繰延資産	- 千円
			計	8,052 千円
		負債・資本の部	流動負債	1,761 千円
			固定負債	- 千円
			純 資 産	6,291 千円
			計	8,052 千円
	令和6年度	資産の部	流動資産	7,894 千円
			固定資産	186 千円
			繰延資産	- 千円
			計	8,080 千円
		負債・資本の部	流動負債	1,257 千円
			固定負債	- 千円
			純 資 産	6,822 千円
			計	8,079 千円

7 収支計画

(単位：千円)

項目		金額 (消費税及び地方消費税含む。)					合計
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
指定管理業務	利用料金収入	750	900	1,000	1,150	1,200	5,000
	指定事業・提案型指定事業収入	0	0	0	0	0	0
	指定管理料	8,960	8,960	8,960	8,960	8,960	44,800
	その他	0	0	0	0	0	0
	収入の部計	9,710	9,860	9,960	10,110	10,160	49,800
	人件費	5,100	5,300	5,500	5,700	5,900	27,500
	事務費	555	565	585	605	625	2,935
	管理費	3,950	3,850	3,850	3,850	3,850	19,350
	指定事業・提案型指定事業費	0	0	0	0	0	0
	支出の部計	9,605	9,715	9,935	10,155	10,375	49,785
指定管理業務収支差引	105	145	25	▲ 45	▲ 215	15	
上記以外	自主事業収入	900	1,050	1,200	1,300	1,400	5,850
	自主事業経費	700	750	850	930	1,000	4,230
	自主事業収支差引	200	300	350	370	400	1,620

取	支	差	引	305	445	375	325	185	1,635
---	---	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-------

議案第 2 2 号

与謝野町立古墳公園条例施行規則等の一部改正について

与謝野町立古墳公園条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和 7 月 1 1 月 2 1 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

社会教育課所管施設における入園入館券に関する様式を別に定めるため所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第5号

与謝野町立古墳公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正)

第1条 与謝野町立古墳公園条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は使用料」及び「のうち、入園入館料」を削り、同条第2項中「は、一般券（様式第1号）、小・中学生券（様式第2号）団体割引入園入館券（様式第3号）、一般共通割引入館券（様式第4号）及び小・中学生共通割引入館券（様式第5号）とする」を「及び様式は、教育長が別に定める」に改める。

様式第1号から様式第5号までを削る。

(加悦椿文化資料館条例施行規則の一部改正)

第2条 加悦椿文化資料館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「は、入館券（一般、小・中学生券）（様式第1号）、一般共通割引入館券（様式第2号）及び小・中学生共通割引入館券（様式第3号）とする」を「及び様式は、教育長が別に定める」に改める。

様式第1号から様式第3号までを削る。

(与謝野町立江山文庫条例施行規則の一部改正)

第3条 与謝野町立江山文庫条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「は、一般券（様式第1号）、小・中学生券（様式第2号）、団体割引入館券（様式第3号）、一般共通割引入館券（様式第4号）及び小・中学生共通割引入館券（様式第5号）とする」を「及び様式は、教育長が別に定める」に改める。

第6条中「様式第6号」を「別記様式」に改める。

様式第1号から様式第5号までを削り、様式第6号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

与謝野町立古墳公園条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第49号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入園入館券の交付)</p> <p>第4条 条例第4条の規定により、入園入館料又は使用料(指定管理者に公園の管理を行わせる場合は、利用料金(以下「利用料金」という。)とする。以下同じ。)のうち、<u>入園入館料</u>を納付した者には、入園入館券又は領収書を交付する。</p> <p>2 前項の入園入館券の種類は、<u>一般券(様式第1号)、小・中学生券(様式第2号)団体割引入園入館券(様式第3号)、一般共通割引入館券(様式第4号)及び小・中学生共通割引入館券(様式第5号)</u>とする。</p> <p><u>様式第1号(第4条関係) 一般券</u> (略)</p> <p><u>様式第2号(第4条関係) 小・中学生券</u> (略)</p> <p><u>様式第3号(第4条関係) 団体割引入園入館券</u> (略)</p> <p><u>様式第4号(第4条関係) 一般共通割引入館券</u> (略)</p> <p><u>様式第5号(第4条関係) 小・中学生共通割引入館券</u> (略)</p>	<p>(入園入館券の交付)</p> <p>第4条 条例第4条の規定により、入園入館料_____ (指定管理者に公園の管理を行わせる場合は、利用料金(以下「利用料金」という。)とする。以下同じ。) _____を納付した者には、入園入館券又は領収書を交付する。</p> <p>2 前項の入園入館券の種類及び様式は、<u>教育長が別に定める</u> _____ _____ _____。</p>

加悦椿文化資料館条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第38号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入館券の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の入館券の種類は、<u>入館券(一般、小・中学生券)(様式第1号)</u>、<u>一般共通割引入館券(様式第2号)</u>及び<u>小・中学生共通割引入館券(様式第3号)</u>とする。</p> <p><u>様式第1号(第4条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第2号(第4条関係) 一般共通割引入館券</u> (略)</p> <p><u>様式第3号(第4条関係) 小・中学生共通割引入館券</u> (略)</p>	<p>(入館券の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の入館券の種類及び様式は、<u>教育長が別に定める</u> _____ _____。</p>

与謝野町立江山文庫条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第39号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入館券の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の入館券の種類は、<u>一般券(様式第1号)、小・中学生券(様式第2号)、団体割引入館券(様式第3号)、一般共通割引入館券(様式第4号)及び小・中学生共通割引入館券(様式第5号)とする。</u></p> <p>(研修室等の利用許可)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により研修室等の利用許可を受けようとする者は、江山文庫利用許可申請書(<u>様式第6号</u>)を提出し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>様式第1号(第4条関係) 一般券</u> (略)</p> <p><u>様式第2号(第4条関係) 小・中学生券</u> (略)</p> <p><u>様式第3号(第4条関係) 団体割引入館券</u> (略)</p> <p><u>様式第4号(第4条関係) 一般共通割引入館券</u> (略)</p> <p><u>様式第5号(第4条関係) 小・中学生共通割引入館券</u> (略)</p> <p><u>様式第6号(第6条関係)</u></p>	<p>(入館券の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の入館券の種類及び様式は、<u>教育長が別に定める</u></p> <hr/> <hr/> <p>_____。</p> <p>(研修室等の利用許可)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により研修室等の利用許可を受けようとする者は、江山文庫利用許可申請書(<u>別記様式</u>)を提出し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>別記様式(第6条関係)</u></p>

(略)

(略)

議案第 2 3 号

与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正について

与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙の
ように定める。

令和 7 月 1 1 月 2 1 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町の文化資料施設及びその敷地内を全面禁煙とするため所要の改正を
行うものである。

与謝野町教育委員会規則第6号

与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部を改正する規則

(与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則の一部改正)

第1条 与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「指定する場所以外」を「資料室及びその敷地内」に改める。

(加悦椿文化資料館条例施行規則の一部改正)

第2条 加悦椿文化資料館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 資料館及びその敷地内で喫煙すること。

(与謝野町立江山文庫条例施行規則の一部改正)

第3条 与謝野町立江山文庫条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「指定する場所以外」を「文庫及びその敷地内」に改める。

。

(与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正)

第4条 与謝野町立古墳公園条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「指定する場所以外」を「公園及びその敷地内」に改める。

。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第37号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 資料室の展示品を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、資料室においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定する場所以外</u>で喫煙すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 資料室の展示品を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)は、資料室においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>資料室及びその敷地内</u>で喫煙すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

加悦椿文化資料館条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第38号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 資料館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 資料館においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 資料館及びその敷地内で喫煙すること。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

与謝野町立江山文庫条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第39号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(行為の制限)</p> <p>第8条 文庫においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定する場所以外</u>で喫煙すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第8条 文庫においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>文庫及びその敷地内</u>で喫煙すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

与謝野町立古墳公園条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第49号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(行為の制限)</p> <p>第8条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定する場所以外</u>で喫煙すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第8条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公園及びその敷地内</u>で喫煙すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>